

伏見区役所区民交流スペースの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伏見区役所区民交流スペースの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における区民交流スペースとは、伏見区におけるまちづくり活動及び地域振興に資する活動の用に供するため設置するものであり、次の施設をいう。

- (1) ホール（1階）
- (2) 第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室及び第5会議室（4階）

(使用に供する時間及び使用に供しない日)

第3条 区民交流スペースを使用に供する時間及び使用に供しない日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 使用に供する時間は、別表のとおりとする。
- (2) 使用に供しない日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

(使用資格)

第4条 区民交流スペースを使用することができる者は、伏見区におけるまちづくり活動又は地域振興に資する活動を行い、かつ伏見区の区域内を主たる活動の場所とすることを条件とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過半数が、伏見区の区域内に住所を有する者、同区域内に存する事務所等に勤務する者又は同区域内に存する学校に在学する者で構成される団体
- (2) 前号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(使用許可の申請)

第5条 区民交流スペースを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、伏見区役所区民交流スペース活動概要書（第1号様式）を区長に提出し、使用資格の確認を受けなければならない。ただし、2回目以降の使用の申請については、区民交流スペース活動概要書の提出を要しないものとする。

- 2 前項ただし書きの規定にかかわらず、伏見区役所区民交流スペース活動概要書に記載した内容に変更があった場合又は前回使用時から1年間以上区民交流スペースの使用実績のない場合は、伏見区区民交流スペース活動概要書を再度提出しなければならない。
- 3 第1項の使用資格の確認を受けた申請者は、伏見区役所区民交流スペース使用許可申

請書（第 2 号様式）を区長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 4 区民交流スペースの使用区分は、「午前」、「午後」及び「夜間」の 3 区分とし、申請者が一の月内において申請できる使用区分は、第 2 条第 1 号に掲げる施設（以下「ホール」という。）にあっては 3 使用区分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）にあっては、2 使用区分まで。）、第 2 条第 2 号に掲げる施設（以下「会議室」という。）にあっては 4 使用区分までとする。
- 5 申請者は、伏見区役所の駐車場を使用することができない。ただし、申請者からの申請に基づき、土日祝及び平日の夜間（公職選挙の実施日等、区長が使用不可とした日を除く）に限り、1 日につきホール使用時は 5 台まで、会議室使用時は 3 台まで駐車場の使用を許可する場合がある。
- 6 第 1 項から第 3 項の規定にかかわらず、区長が必要と認める書類の提出を求めたときは、申請者はこれを遅滞なく提出しなければならない。

（受付期間）

第 6 条 前条の規定による申請は、次に掲げる区分に応じ受け付けるものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) ホールに係る申請は使用しようとする日の属する月の 2 箇月前の月の 5 日（休日等に当たる場合においては、その日後最初に到来する休日等でない日。以下同じ。）から使用しようとする日（休日等に当たる場合においては、その日直前の休日等でない日。以下同じ。）までとする。
- (2) 会議室に係る申請は使用しようとする日の属する月の 1 箇月前の月の 5 日から使用しようとする日までとする。

2 前条第 1 項の規定による使用許可の申請は、休日等を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けるものとする。

（使用の許可）

第 7 条 区長は、第 5 条第 3 項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当しない限り、その使用を許可するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあると認められるとき。
- (4) 構成員以外の不特定多数の者に参加を呼び掛けるものであると認められるとき。（ただし、国又は地方公共団体の後援を受けて実施される催しについては除く。）
- (5) 区役所の業務又は管理上支障があると区長が認めるとき。

2 申請受付順に使用許可を行うが、月の 5 日においては午前 9 時までに申請受付場所に到達した申請者については同着とみなし、くじによって申請順を決定するものとする。

- 3 区長は、第5条第3項の規定による申請があった場合において、申請者から提出のあった伏見区役所区民交流スペース使用許可申請書の使用許可欄に、許可番号、許可条件、許可年月日、その他必要事項を記載したうえで、その写しを許可書として申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更)

第8条 区長は、次のいずれかに該当するときは、区民交流スペースの使用の許可を取り消し、又はその使用を制限若しくは停止することができる。

- (1) 公職選挙の実施等により伏見区役所が区民交流スペースを使用する必要性が生じたとき。
- (2) 他の来庁者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (3) 区民交流スペース活動概要書及び伏見区役所区民交流スペース使用許可申請書の記載内容に虚偽があったとき。
- (4) 前条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 第5条第5項に掲げる上限を超えて駐車場を使用した場合
 - イ 申請した日以外に駐車場を使用した場合
 - ウ 区長が使用不可としている日に駐車場を使用した場合
- (6) その他管理上支障があるとき。

2 前項第5号に該当するときは、原則として3箇月の使用の停止とする。

(特別の設備)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、区長の許可を受けなければならない。

- 2 区長は管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。
- 3 第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、当該設備に係る区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(使用者の管理義務等)

第11条 使用者は、使用時間中その使用に係る施設及び付属設備を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、区民交流スペースの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、

速やかに原状に復するとともに、施設の使用にあつては、区役所職員又は区役所から当該施設の管理を委託された者に報告し、確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、使用する施設若しくはその付属設備を破損し又は滅失したときは、区長の認定により使用者においてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、伏見区長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	使用に供する区分	使用に供する時間
月曜日、火曜日、木曜日 及び金曜日	午前	午前9時から午後0時まで
	午後	午後1時から午後5時まで
	夜間	午後6時から午後9時まで
水曜日※	午前	午前9時から午後0時まで
	午後	午後1時から午後5時まで
土曜日	午前	午前10時から午後0時まで
	午後	午後1時から午後5時まで
	夜間	午後6時から午後9時まで
休日等(土曜日を除く。)	午前	午前10時から午後0時まで
	午後	午後1時から午後5時まで

※水曜日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、当該水曜日は使用に供しない。

(第1号様式)

区民交流スペース 活動概要書

年 月 日

<団体名・サークル名>

<代表者 氏名>

<電話番号>

<活動内容> ※出来るだけ詳しく記入してください。

<参加費の有無>

金額： _____ (円/人)

用途： _____

区民交流スペースの御利用にあたっては、車での来庁は御遠慮いただいております。
ただし、土日祝及び平日の夜間に限り、駐車を許可する場合があります。
(要事前申請。伏見区役所で選挙やイベントが実施される日を除く。)

参加者名簿

	氏名	住所又は勤務先住所(区名まで)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

※個人情報以外の目的には一切使用いたしません。

伏見区役所区民交流スペース使用許可申請書

(あて先) 伏見区長	年 月 日
申請者の住所(団体にあつては主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号 () - (主催者が申請者と異なる場合はその他の許可条件等の欄に記載してください。)

伏見区役所区民交流スペース使用要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、使用に当って、営利目的での利用でないこと、区役所の本来業務を妨げないことなどの条件を遵守します。

使用の目的	<input type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入:)
-------	--

【会議等の概要】

名 称				
使用(参加)予定人数	人	入場料 (参加費)	<input type="checkbox"/> 有 (円/人) <input type="checkbox"/> 無	
使用する日・使用区分		使用する施設	付属(特別)設備の使用の有無	
1	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 第 会議室 <input type="checkbox"/> 駐車場 台	有() 無	使用有の場合は、以下から 番号を選択記入 【会議室共通】 1 ポータブルマイク一式 2 ポータブルプロジェクター・スクリーン一式 3 ヒアリングルーパー式(可搬型) 【ホール】 4 長机(台) 5 椅子(脚) 6 音響設備一式(マイク含む) 7 プロジェクター・スクリーン一式 8 赤外線補聴設備一式 【特別設備】 9()
2	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 第 会議室 <input type="checkbox"/> 駐車場 台	有() 無	
3	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 第 会議室 <input type="checkbox"/> 駐車場 台	有() 無	
4	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 第 会議室 <input type="checkbox"/> 駐車場 台	有() 無	
5	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 第 会議室 <input type="checkbox"/> 駐車場 台	有() 無	
6	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 第 会議室 <input type="checkbox"/> 駐車場 台	有() 無	

※駐車場は使用できません。ただし、土日祝及び平日の夜間に限り、使用を許可する場合があります。(ホール:5台まで 会議室:3台まで)

その他の許可条件等

駐車場の使用にあたって、伏見区役所区民交流スペースの使用に関する要綱第8条第5項に違反した場合は、区民交流スペースの使用を3箇月間停止します。

【使用許可書】

上記のとおり、使用を許可する。

(許可 第 号)

令和 年 月 日

京都市伏見区長